

広島県における公立中学校の創設経緯  
中国地方における新制中学校の創設経緯に関する研究 その3

準会員 ○木藤 佳樹\*  
正会員 牛島 朗 \*\*  
正会員 中園 真人\*\*\*

公立 新制中学校 創設  
中学校組合

1.序論

本研究では、1947年以降の広島県の新制中学校創設時の状況にどのように中学校が創設されたのかを明らかにし、新制中学校の整備・再編プロセスを明らかにすることを目的とする。

1947年3月、新憲法に基づいて教育基本法と学校教育法が制定され、新しい学制6・3・3・4制の実施に伴い、1947年4月に新制中学校が発足した。次いで1948年7月に教育委員会法が制定実施され、「教育の民主化、地方分権化、自主性の確保」の三原則の下に新しい教育行政制度が確立した。こえて1949年6月社会教育法制定され、教育の分野に大きく社会教育が登場することとなった。このような教育制度変遷の歩みの中に、1948年県教育委員会を設置した。更に1950年広島市に、次いで1952年にはその他の県下市町村のすべてに地方教育委員会が設けられた。県教育委員会の設置に伴い、従来県または知事の権限にあった教育、学術及び文化に関する事務は、私立学校関係を除いて、すべて教育委員会が管理し、執行することとなった。

2.自治体数と人口・面積

1950年の広島県の市町村区分を図1に示す。当時は人口約200万人で5市62町280村の計347市町村であった。これは全国的にみても多い自治体数である。隣県の岡山県は5市59町301村の計365市町村であり、中国地方でみても、広島県と岡山県は他県に比べ多い数字となっている。また、図2に示す通り<sup>注1)</sup>、1950年の広島県の人口別自治体数と面積別自治体数をみると、人口は2~3千人の自治体が86自治体と一番多く、人口が1万人を超える自治体はわずか26自治体であった。面積は5~10km<sup>2</sup>の自治体が60自治体と一番多くなっており、面積が小さい自治体が多い。このことから、小規模な自治体が多いことがわかる。このように小規模自治体を基本に中学校を設立する必要があり、複数の小規模自治体による組合立中学校設立が推奨されることとなった。

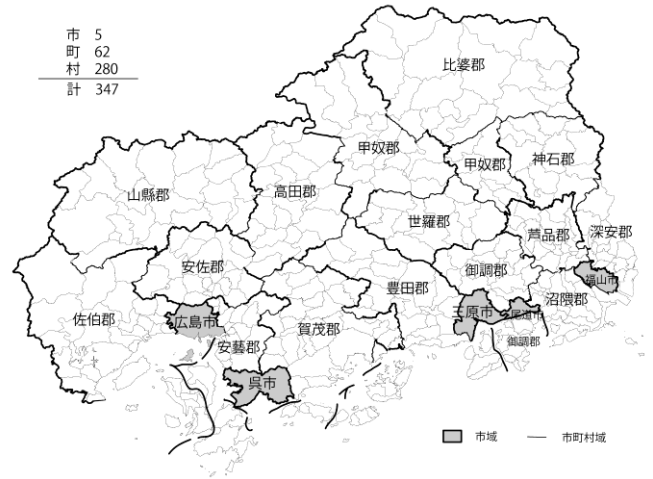


図1 戦後の自治体区分(1950)

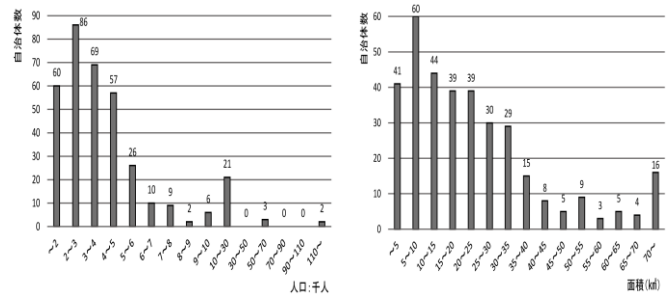


図2【A】人口別自治体数 【B】面積別自治体数 (1950)

表1 創設期の自治体別学校数(1950)

構成自治体数	本校・分校数													小計		
	0	1	2	3	4	5	0	1	2	3	4	11	13	自治体数	本校	分校
単独校	1	88	7	2			1	1	1	1	1	1	1	105	138	23
単独校+組合立	2	[1]					2							2	5	1
組合立	2	[11][28]	[1]	[2]										84	42	36
	3	[7][10]	[7]	[1]										75	25	27
	4	[4]	[4]	[3]	[2]									52	13	21
	5		[2]	[1]										15	3	4
	6						[1]							6	1	5
8						[1]							8	1	5	
組合立小計		[22][45]	[9]	[6]	[2]	[2]								242	86	99
合計														347	228	122

※[]内の数値は組合数を示す  
注)音戸町と倉橋島村は、学校組合立1校(組合立分校1校)に加え、それぞれ単独校を2校設置している

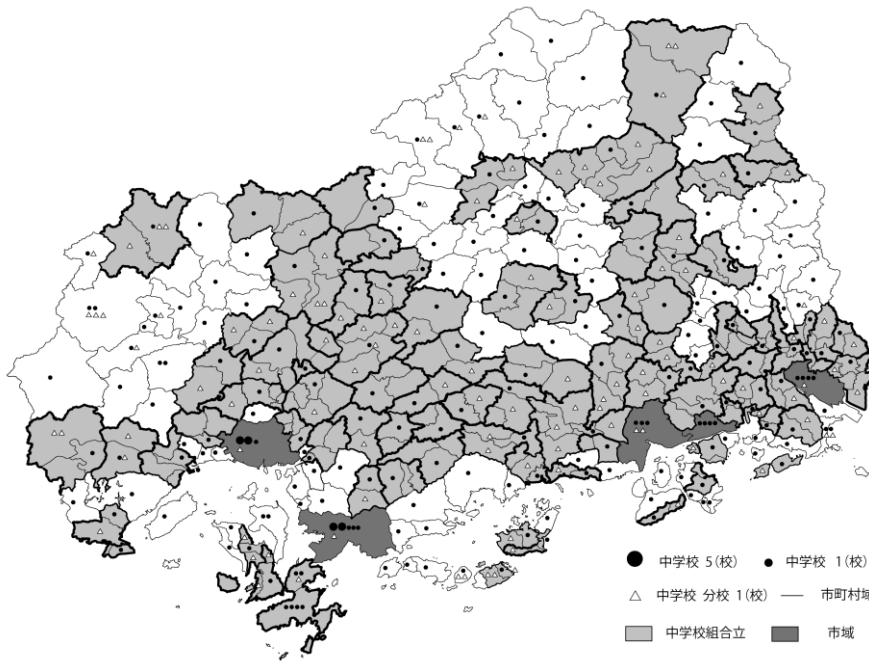


図3 創設期の中学校分布図(1949)

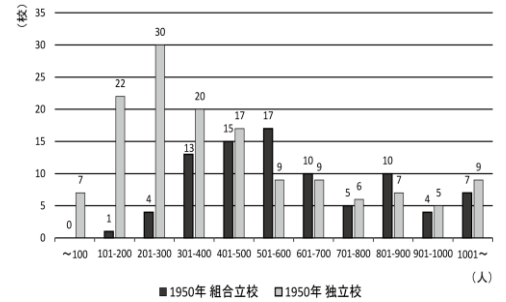


図4 生徒数別学校数(1950)

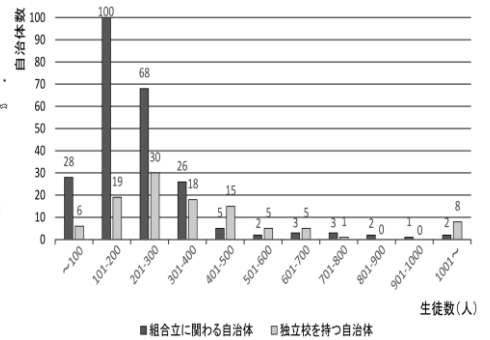


図5 生徒数別自治体数(1950)

### 3. 新制中学校の創設

#### 3-1 公立中学校の創設方針

中学校は小学校における基礎の上に、中等普通教育を施すことを目的とする義務教育である。この義務教育を行うために、法律は市町村に中学校設置の義務を課し、その運営管理は地方教育委員会において行うこととしている。広島県では、新学制の発足と修学年限の延長に伴い、中学校の急速な整備が要求されたが、戦後建築資材の不足と技術の低下のため、1948年2月における設置状況は、学校数348校のうち、独立校はわずか46校に過ぎない実情であった。そこで県は、市町村長及び教育委員会に対して、整備のための補助金交付及び建設についての助言を行った。すなわち、6・3・3制実施後1949年度末までに、新築したものの外、危険校舎、屋内運動場の整備と災害復旧等を実施した。

#### 3-2 自治体別中学校数

創設期(1950年)の自治体別学校数を表1に示す。228校中単独校は142校(62.3%)、組合立校は86校(37.7%)である。1自治体に複数校設立しているのは広島市・呉市・尾道市・福山市・三原市の市域と戸河内町・鞆町のみで、他の単独校は1自治体に1校設立する形である。また、単独校+組合立の複数校を設立している自治体は音戸町と倉橋島村の2町である。組合立は2自治体で組合立を設立した中学校が42校、3自治体が25校、4自治体が13校、5自治体が3校、6自治体が1校、8自治体が1校であった。組合立に関わった自治体は242自治体であり、

広島県の多くの自治体は単独で中学校を設立することが困難であったものと推測される。

次に新制中学校設立時の中学校分布を図3に示す。安佐郡、安藝郡、高田郡、賀茂郡、豊田郡、御調郡、沼隈郡、芦品郡、深安郡は大半の自治体が組合立を形成しているのがわかる。また、組合立を形成している自治体のうち、本校を持たない自治体は分校を形成していることが多いのが特徴的である。

1950年の中学校の生徒数別学校数を図4、生徒数別自治体数を図5に示す。全体的には201-300人規模の中学校が最も多く、次いで301-400人、401-500人の順である。また、単独校は生徒数規模101-200人の中学校が22校、201-300人規模が30校、301-400人規模が20校と、単独で開校されたものの生徒数は小規模な学校が多い。市町村部では100人以上の大規模な生徒数規模の中学校もあるが、郡部では殆どが400人以下である。単独で中学校を設立した自治体は、山間部で面積が広く通学等の問題のため組合立の創設が困難な状況にあった、もしくは人口や生徒数が多い大規模な自治体で組合立を作る必要がなかったものと推測される。これに対し組合立中学校は、生徒数規模が101-200人の中学校が1校、201-300人の中学校も4校のみで、301-600人規模の中学校が多く、単独校とは対照的な状況を示している。一部生徒数規模300人以下の中学校があるものの、生徒数規模は300人から1,000人以上の中学校が多い。組合立に関わる各自治体の生徒数は101-200人が100自治体と多く、次いで201-300人が68自治体であり、同規模の自治体同士で組合立を形成したと考えられる。

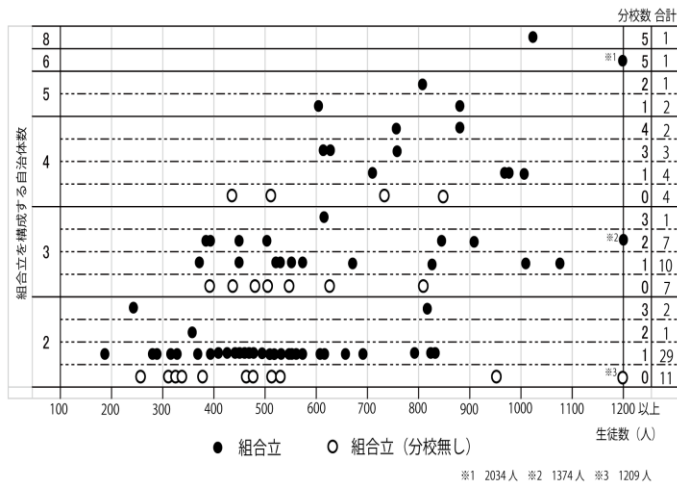


図6 組合立を構成する自治体数と対象生徒数の関係 (1950)

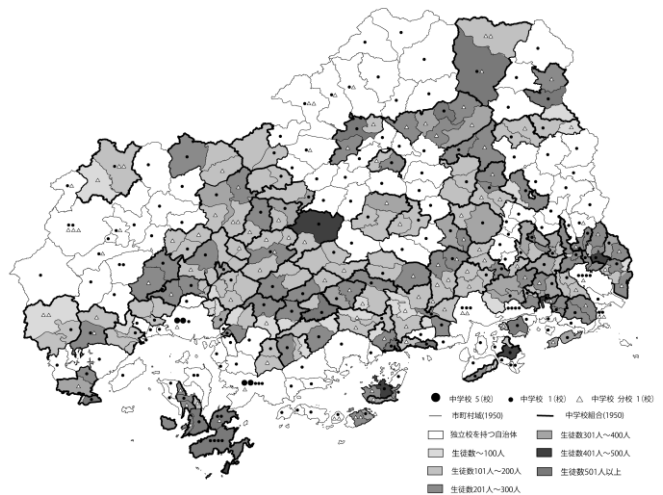


図7 自治体別生徒数規模分布図 組合立(1950)

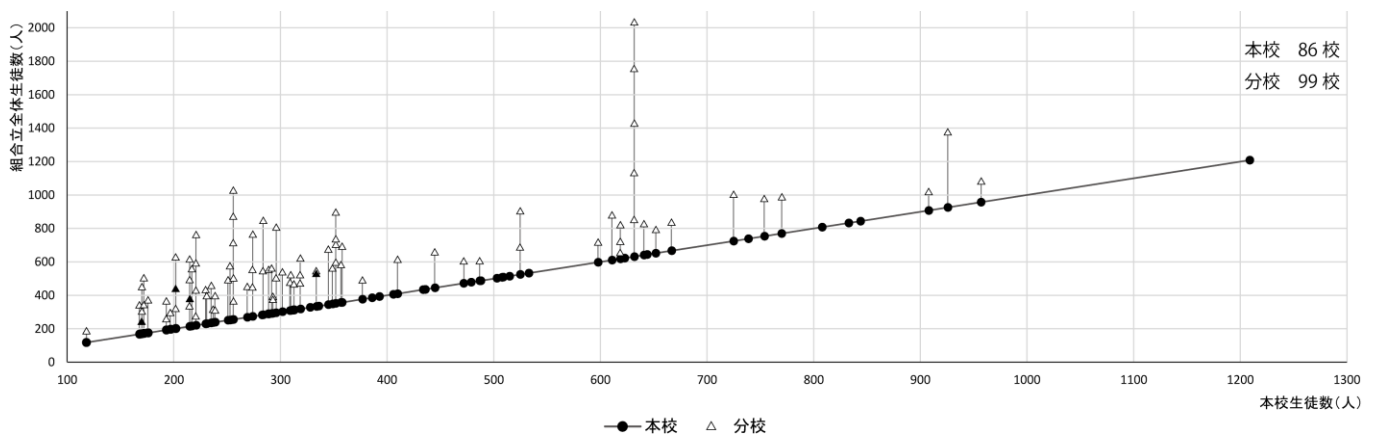


図8 本校と分校の生徒数(1950)

### 3-3 組合立中学校における本校と分校の関係

図6に組合立を構成する自治体数と対象生徒数の関係を示す。黒丸が分校を持つ組合立中学校、白丸が分校を持たない組合立中学校を示している。1950年の広島県の組合立中学校86校のうち、分校を持たない中学校はわずか22校(25.6%)であり、大半の組合立中学校が分校を形成していることがわかる。組合立を構成する自治体数が2自治体で分校を持つ中学校は32校、3自治体は18校、4自治体は9校と分校を持つ組合立中学校が多いことがわかる。特に2自治体で組合立を形成している中学校のうち分校を1校持つ中学校は29校と顕著に多い。組合立を構成する自治体数が増えるほど、生徒数が比例して増えているのもわかる。殆どが300-1000人規模の中学校であることも特徴的である。図7には組合立に関わる自治体の自治体別生徒数規模分布を示す<sup>注2)</sup>。全体的に生徒数が101-200人もしくは、201-300人規模の自治体が多いことがわかる。殆どが同規模の生徒数を持つ小規模自治体同士で組合立を形成している、もしくは、生徒数規模が多

い自治体に付属する形で組合立を形成している形であった。また一部を除き、生徒数規模が多い自治体に本校を、少ない自治体に分校を形成している形が多くみられた。

図8の本校と分校の生徒数の関係をみると、本校が86校に対して、分校が99校と本校より多いことがわかる。また、分校を形成している組合立中学校の特徴は大きく2タイプに分けられる。第一は、本校の生徒数が600人以下の中学校で、分校を複数校設置して組合立全体の生徒数を800人以下の規模にしているタイプである。第二は、本校の生徒数が601人以上の中学校で、分校を持たない、もしくは1校のみ形成して組合立全体の生徒数を1000人規模にしているタイプである。第一では、複数の小規模自治体同士で組合立を形成しているので、分校が多いと推測される。第二では、規模の大きい自治体に小さい自治体が付属して組合立を形成しているので、分校が少ないと推測される。全体的にみると、一部を除き、組合立全体の生徒数が300-1000人規模であることがわかる。



4. 組合立毎の事例分析

実際に組合立の事例をいくつかみてみる。安芸郡瀬野村賀茂郡熊野跡村学校組合立(図9)は、郡を跨いで組合立を形成している事例で、本校と分校を1校持っているが、分校の生徒数は76人と少ない。賀茂郡西条町寺西村学校組合立(図10)は、生徒数の少ない自治体が規模の大きい自治体に付属する形で組合立を形成している事例で、分校を持たず、本校の生徒数が多い。佐伯郡平良村地御前村宮内村原村学校組合立(図11)は、規模の小さい自治体同士が集まって組合立を形成している事例で、本校を中心地に設置しており、分校を持たないため、本校の生徒数が多い。安佐郡久地村戸山村学校組合立(図12)は、本校より分校の生徒数が多い事例で、県内ではこのような事例が5ヶ所挙げられた。比婆郡庄原町高村本田村敷信村山内東村山内西村学校組合立(図13)は、本校を持たない自治体がそれぞれ分校を持っている事例で、組合立全体の生徒数が多い。県内ではこのような事例が多くみられた。このように組合立毎の事例分析を行うと大きく5つのパターンに分類することができた。

5. まとめ

広島県の戦後の新制中学校の創設状況について分析を行ってきたが、得られた知見は以下の通りである。①中学校の急速な整備が要求されたが、戦後建築資材の不足と技術の低下、また、各自治体が小規模であったため単独校を創設するのが困難であった。②小規模自治体を基本に中学校を設立する必要があり、複数の小規模自治体による組合立中学校設立が推奨された。③単独校は生徒数201-300人規模が多いのに対し、組合立中学校は301-600人規模の中学校が多い。④殆どの組合立中学校が分校を形成しており、生徒数規模が多い自治体に本校を、少ない自治体に分校を形成している。⑤組合立形成のパターンを大きく5つのパターンに分類することができた。

注釈

- 1) 「国勢調査 - 広島県ホームページ」を参照  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/kokuseityosa.html>
- 2) 単独校を持つ自治体の自治体別生徒数規模分布を図14に示す

参考文献

- 1) 広島県議会事務局：県政概要, pp.361-365, pp.375-377
- 2) 広島県公立中学校長会：中学校教育四十年, pp.104-279
- 3) 広島県教育委員会：教育調査統計第4-10, pp.62-77
- 4) 広島県学校生活協同組合：1949年広島県郷土地図

安芸郡瀬野村賀茂郡熊野跡村学校組合立(1949)

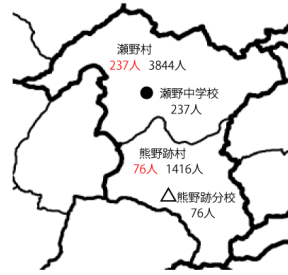


図9 事例1

佐伯郡平良村、地御前村、宮内村、原村組合立(1949)

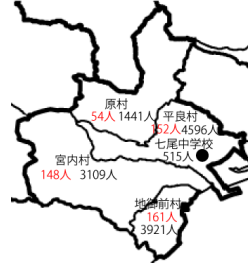


図11 事例3

賀茂郡西条町、寺西村学校組合立(1947)



図10 事例2

安佐郡久地村、戸山村学校組合立(1949)



図12 事例4

比婆郡庄原町、高村、本田村、敷信村、山内東村、山内西村学校組合立(1949)

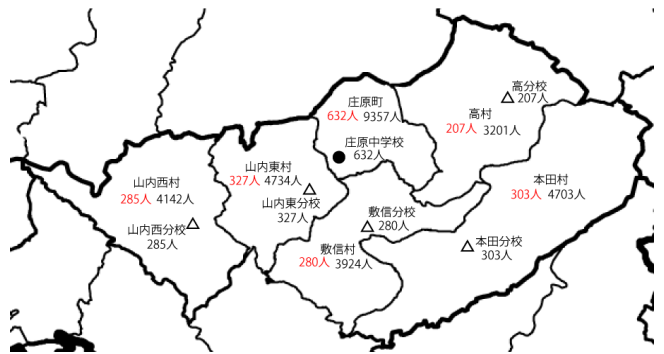


図13 事例5

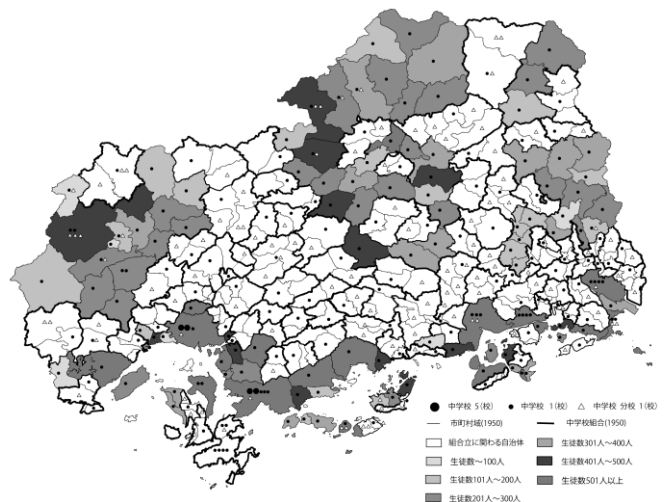


図14 自治体別生徒数規模分布図 単独校(1950)

\* 山口大学工学部感性デザイン工学科 学部生

\*\* 山口大学大学院創成科学研究科 助教・博士(工学)

\*\*\* 山口大学大学院創成科学研究科 教授・工博

\* Undergraduate, Dep. of KANSEI Design Eng., Faculty of Eng., Yamaguchi Univ.

\*\* Assistant Professors, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.

\*\*\* Professor, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.